

令和 6 年

三 島 市 外 五 ヶ 市 町 箱 根 山 組 合

組 合 議 会 1 0 月 定 例 会 会 議 録

(令和 6 年 1 0 月 2 8 日 三島市議会議場において)

出席議員

1 番	渡邊 菊雄
2 番	大沼 正明
3 番	織田 嘉和
4 番	室伏 信也
6 番	宮下 知朗
7 番	土屋 利絵
8 番	河野 月江
9 番	村田 耕一
1 0 番	渡邊 一弘
1 1 番	鈴木 文子
1 2 番	甲斐 幸博
1 3 番	中野 博
1 4 番	長澤 務
1 5 番	加藤 常夫
1 6 番	松下 尚美
1 7 番	大濱 博史
1 8 番	寺島 俊郎
1 9 番	沈 久美
2 0 番	岡田美喜子
2 1 番	秋山 恭亮
2 2 番	横山 博一
2 3 番	大房 正治
2 4 番	松田 吉嗣

欠席議員

5 番 向笠 達也

説明のため出席した者

管理者 三島市長	豊岡 武士
副管理者	杉山 浩生

事務局出席者

勝又 慶貴
小林 悟
大川 秀平
関口 智也

令和 6 年 1 0 月 2 8 日 (月)

午後 3 時 0 0 分 開議

議 事 日 程

日程第 1		議席の指定 -----	3
日程第 2		会期の決定 -----	3
日程第 3		会議録署名議員の指名 -----	3
日程第 4	認第 1 号	令和 5 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 歳入歳出決算認定について -----	3
日程第 5	議第 4 号	令和 6 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 補正予算案（第 1 号） -----	7
日程第 6	議第 5 号	組合共有地の一部賃貸借契約の締結について ----	9

(午後 3 時 0 0 分 開会)

○議長(大房正治) 本日は、ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外五ヶ市町箱根山組合議会10月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通知しておきましたので、ご報告申し上げます。

また、組合議会2月定例会終了後において、補欠選挙により、清水町から向笠達也君が選出されましたので、ご報告申し上げます。

なお、当人の向笠達也君は本日の会議に欠席する旨の通告がありましたので、重ねてご報告申し上げます。

本日の議事日程は文書をもってご通知申し上げたとおりでございます。

これより日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長(大房正治) 日程第1 議席の指定を行います。

今回選出されました向笠達也君の議席は、会議規則第3条の規定により、議長において、議席番号5番に指定いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(大房正治) 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日一日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(大房正治) 次に、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第108条の規定により、議長において、13番 中野博議員、14番 長澤 務議員の両名を指名いたします。

日程第4 認第1号 令和5年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について

○議長(大房正治) 次に、日程第4 認第1号 令和5年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生登壇〕

○副管理者(杉山浩生) ただいま上程になりました認第1号 令和5年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について、提案の要旨を申し

上げます。

初めに、歳入の概要をご説明いたします。お手元の決算書 1 ページ、2 ページをお開きください。

一番下の欄、歳入合計の記載にありますように、予算現額8,572万8,000円に対し、収入済額は8,420万2,731円で152万5,269円、1.8%の不足となり予算比は98.2%でした。また、調定額は9,196万5,831円で、収入未済額は776万3,100円となりました。収入未済額の主な理由は、2 款財産収入、1 項財産運用収入において、1 節貸地料の法人17団体のうち1 団体が未納となったこと等によるものでございます。

次に、歳出の概要をご説明いたします。3 ページ、4 ページをお開きください。

下から2 番目の欄、歳出合計の記載にありますように、予算現額8,572万8,000円に対し、支出済額は7,538万9,399円で不用額は1,033万8,601円となりました。執行率は87.9%でした。この結果、4 ページの一番下の記載にありますとおり、歳入歳出差引残額は881万3,332円となり、令和6 年度会計へ繰越しとなりました。

次に、歳入の詳細についてご説明いたします。5 ページ、6 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料の収入済額393万3,948円のうち、1 項1 目使用料、1 節電柱敷使用料213万9,000円は東京電力関係が838本、N T T 関係が588本の使用料です。2 節その他使用料179万4,848円の主なものは、ガスの埋設に伴う熱海瓦斯株式会社からの土地占用料でございます。

次に、2 款財産収入の収入済額6,957万3,358円のうち、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節貸地料3,726万593円は、芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付の貸地料で、詳細はお手元の業務報告書4 ページから6 ページにかけて記載してあるとおりでございます。法人1 団体の貸地料が令和2 年度から未納となっており、その合計金額が750万2,240円が主なものであります。収入未済額は750万5,340円となりました。

次に、2 目利子及び配当金、1 節預金利子174万708円は、積立金8 億400万円の運用利子でございます。

次に、3 目森林収入、1 節造林木売却収入1,422万1,468円は、スルガフォレスト株式会社が函南町地籍内、株式会社森ラボが三島直轄林内において、それぞれ森林経営計画に基づき間伐等を実施したことによる造林木売却収入で、詳細は業務報告書6 ページ下段に記載してございます。

次に、2 項1 目1 節補償料収入1,628万7,900円は、J R 東日本や東京電力パワーグリッドからの送電線下補償料、芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料及びJ R 東日本等からの支障木伐採補償料です。収入未済額25万7,760円は、貸地料未納と同じ法人による入会権補償料でございます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

3 項1 目1 節土地売却収入6 万2,689円は、箱根南西麓地区橋梁工事用地

39.93平方メートルを静岡県に売却した代金です。

次に、3款1項1目1節繰越金の収入済額は1,045万2,853円でした。

次に、4款諸収入の収入済額24万2,572円は、2項1目雑入、1節その他雑入の主なものは、5年間の森林保険に再加入するに当たり、分収割合に応じて森林保険料の70%分を分収林契約者から納入いただいた森林保険地元負担金となっております。

次に、歳出の詳細についてご説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。

1款1項1目議会費342万8,760円は組合議会の運営に要した経費で、主なものは報酬です。

次に、11ページ、12ページをお開きください。

2款総務費3,174万1,296円のうち、1項総務管理費、1目一般管理費3,166万3,296円は、特別職2名と一般職3名の人件費及び組合の一般管理事務に要した経費です。人件費以外の大きなものとしては、18節負担金補助及び交付金78万5,682円ですが、これは三島市に対する組合事務室の使用に係る光熱水費等必要経費の負担金や出納会計事務負担金などです。

次の2項1目監査委員費7万8,000円は、監査事務に要した経費です。

次に13ページ、14ページをお開きください。

3款財産費4,021万9,343円のうち、1項財産費、1目管理費3,589万9,343円の主なものをご説明いたします。なお、詳細につきましては、業務報告書7ページから12ページにかけて記載してございます。

それでは、決算書14ページ右側の備考欄をご覧ください。

財産管理事業3,025万5,574円のうち、7行目の森林保険料55万2,177円は、森林の罹災に対応するために山中新田区ほか7団体の分収林と直轄林、計17.24ヘクタールの森林について、5年間の森林保険に再加入したものでございます。

次に、財産管理台帳補正調査業務委託料548万9,000円は、組合管理地内の地籍調査未調査区域約113ヘクタールの現地踏査を実施し、境界点の検証及び座標値測定等の業務を委託したものでございます。

2行において、次の鉄塔跡地買収費5万2,975円は、昭和40年に当組合から東京電力に売却した函南町地籍の鉄塔敷3基分について、鉄塔の統合・撤去に伴い、同社にとって不要な土地となったことから、改めて買い戻すに当たり164.35平方メートルを買収したものでございます。

次に、機械器具費99万9,900円は、山林火災対応用資材として三島市消防団に貸与するため、可搬式ポンプ1台を購入したものでございます。

次に、農林道事業負担金222万5,986円は、林道諏訪ノ台線の路面修繕など三島市及び函南町が実施した林道等の整備・管理に係る事業費の一部を負担したもので、詳細は業務報告書の8ページ上段に記載してございます。

3行おきまして、地籍調査事業負担金89万5,900円は、三島市が実施している箱根山工区の地籍調査事業について、三島市との協定に基づき事業費の一部

5 %分を負担したものでございます。

3行において、次の送電線下補償料地元交付金473万8,958円は、J R 東日本及び東京電力パワーグリッドからの送電線下補償料を補助金等交付規則に基づき関係団体に交付したもので、詳細は業務報告書の9ページ下段に記載してあるとおりでございます。

次に、水利採草補償料40万2,000円は、芦の湖カントリークラブから納入された補償料を谷田用水組合など4団体に交付したものでございます。

次に、積立金1,320万円は、財政運営の健全化を確保するため積み立てたものでございます。これにより、年度末の積立金残高は8億1,720万円となりました。

次に、貸付地管理事業の貸付地維持管理事業補助金5万円と、次の行の分収造林地管理事業の分収林維持管理事業補助金56万5,269円は、一般貸付地及び分収造林地の管理団体が実施した境界確認や下刈り等の山林維持管理活動に対し5万円を限度に事業費の2分の1を補助したもので、業務報告書の10ページから11ページにかけて記載してあるとおりでございます。

次に、直轄地管理事業502万8,500円のうち直轄林管理事業委託料494万4,500円は、三島直轄林や函南直轄林の防火線や経路の下刈りをはじめ、熱海峠直轄地のネットフェンスの設置を委託したほか、枯損木の伐採など管理に係る事業を委託したもので、詳細は業務報告書12ページに記載してあるとおりでございます。

次に、2目森林費432万円についてご説明いたします。2目森林費は、森づくり事業のみの構成となっております。15ページ、16ページをお開きください。

森づくり事業は、三島直轄林整備事業計画に沿って進めているもので、詳細は業務報告書12ページから13ページにかけて記載してございますので、併せてご覧ください。

決算書16ページ右側の備考欄、広葉樹林化区域保全整備業務委託料85万円は、学びの森や景観創造の森などの利用目的別に下刈りや植栽木の保護及び防獣ネットの補修などの保全整備について委託したものです。

次に、広葉樹林化区域間伐業務委託料83万円は、学びの森の広葉樹林化に向け、約1.3ヘクタールの間伐や林床整理等を委託したものです。

次に、混交林化区域保全整備業務委託料27万円は、諏訪の台溪畔林の下刈りや林床整理及び歩道の維持管理など保全整備について委託したものです。

次に、三島フォレストクラブ事業補助金20万円は、三島直轄林内における植生調査・保全活動に対し補助したものでございます。

次に、箱根接待茶屋の森事業補助金190万円は、箱根接待茶屋の森約10ヘクタールの森づくり活動に対し補助したものと、森林環境教育イベントとして年4回実施した森の楽校の開講・運営に対し補助したものです。

次に、箱根西麓森林塾講座負担金27万円は、三島市が森林・林業人材育成事業の一環として実施した箱根西麓森林塾講座の事業費の一部を負担したものでございます。

以上で説明を終わります。なお、詳細につきましては、お手元の業務報告書

に記載してありますので、参考にしていただきたいと存じます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大房正治） 次に、監査委員から決算審査の報告をお願いします。

〔監査委員 長澤 務登壇〕

○監査委員（長澤 務） ただいま上程になりました認第1号 令和5年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査しました結果を監査委員を代表してご報告申し上げます。

審査に付されました令和5年度三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び附属書類は、ともに関係法令に準拠して作成されており、決算書に計上されている諸計数は、関係帳簿及び証書類と符合し、令和5年度における歳入歳出決算額を適正に表示しているものと認めましたことをご報告申し上げます。

なお、審査の詳細につきましては、お手元の別冊決算審査意見書に記載してありますので、省略させていただきます。

以上、決算審査の結果報告といたします。

○議長（大房正治） 以上で当局からの説明並びに監査委員の報告が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大房正治） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大房正治） なければ討論を終わり、これより認第1号 令和5年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔 賛 成 者 挙 手 〕

○議長（大房正治） 挙手全員と認めます。

よって、認第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

日程第5 議第4号 令和6年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案（第1号）

○議長（大房正治） 次に、日程第5 議第4号 令和6年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明をお願いします。

〔副管理者 杉山浩生登壇〕

○副管理者（杉山浩生） ただいま上程になりました議第4号 令和6年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案について、提案の要旨を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に624万7,000円を追加し、予算の総額を7,627万4,000円にしようとするものであります。

初めに、歳入の説明をいたしますので、お手元の補正予算案 6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目使用料、2 節その他使用料 43 万 4,000 円は、沼津河川国道事務所が施行しております国道 1 号山中新田地区交通対策事業に係る工事や三島市が施行しております山中新田簡易水道第 2 取水場建設工事等に伴い、現場事務所などの土地を一時的に使用させたことから、土地一時使用料を増額しようとするものでございます。

次に、8 ページ、9 ページをお開きください。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、3 目森林収入、1 節造林木売却収入 500 万円は、三島市及び函南町地籍の分収林と直轄林について森林経営計画に基づき実施している間伐や作業道の開設に伴い、伐採した木材売却の精算見込みから増額しようとするものでございます。

次に、10 ページ、11 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 1 節繰越金は、前年度からの繰越金額が確定しておりますので、81 万 3,000 円を増額しようとするものでございます。

次に、歳出のご説明をいたしますので、12 ページ、13 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費を 84 万円増額しようとするものですが、その内訳について説明をいたします。

11 節役務費 10 万円と 12 節委託料 24 万円は組合ホームページ作成に係るもので、新規事業の展開を鑑み、当初予定していた構成に更新機能を加えるとともにページ数の増加、さらに掲載する写真の撮影依頼も含め、それぞれ増額しようとするものでございます。

17 節備品購入費 50 万円は庁用備品費を増額するもので、今年度、組合事務用パソコンが更新時期を迎えるに当たり、周辺機器も含め購入するものですが、昨今の物価高騰に加え、搭載するソフトウェアが新規格となったことから、ウェブ環境から独立する庁用パソコンでの運用に当たって法人向け特別製品の導入が必要となったため購入費が不足する見込みとなり、増額しようとするものでございます。

次に、14 ページ、15 ページをお開きください。

3 款 1 項財産費、1 目管理費を 534 万円増額しようとするものですが、その内訳について説明いたします。

12 節委託料 94 万円は、財産管理事業の財産管理台帳補正調査業務委託料を 50 万円、直轄地管理事業の直轄林管理事業委託料を 44 万円増額しようとするものです。財産管理台帳補正調査業務委託料は、函南町地籍内の字池尻の分収林区域約 11 ヘクタールについて、現地踏査及び検証測量などの既設点検証業務を委託するものです。直轄林管理事業委託料は、熱海峠付近の中峯直轄地について、ネットフェンスの増設に係る業務を委託するものです。

24 節積立金 440 万円は、組合の財政運営の健全化を確保するため増額しようとするものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

4款1項1目予備費は6万7,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大房正治） 当局からの説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大房正治） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大房正治） なければ討論を終わり、これより議第4号 令和6年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案について採決をいたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔 賛 成 者 挙 手 〕

○議長（大房正治） 挙手全員と認めます。

よって、議第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議第5号 組合共有地の一部賃貸借契約の締結について

○議長（大房正治） 次に、日程第6 議第5号 組合共有地の一部賃貸借契約の締結についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生登壇〕

○副管理者（杉山浩生） ただいま上程になりました議第5号 組合共有地の一部賃貸借契約の締結についての提案の要旨を申し上げます。

これは三島市山中新田地区の安定給水確保のため、三島市が進めております山中新田簡易水道事業において、主要施設となる第2取水場の建設用地を令和3年2月定例会での議決を経て貸付けしたところでございますが、当該取水場の管理のため、既設の第1取水場管理道から延伸する新規管理用道路の敷設を計画したところ、取水場敷地と合わせた開発面積が1,000平方メートルを超えたことから、三島市開発行為許可基準に基づき、雨水貯留施設の設置が必要となりました。

そのため、同施設の建設用地として、組合共有地三島市字施行平4737番の1及び字エビノ木4745番の8の各一部、合計748.02平方メートルを1平方メートル当たり6円、年額4,488円で貸付けしたく、三島市と賃貸借契約を締結しようとするものでございます。

既に借地人からは同事業に対する理解も得られ、借地返還承諾書も提出されております。

なお、お手元に参考資料といたしまして賃貸借契約書（案）のほか、事業概要及び理由書、位置図、公図の写し、借地箇所平面図、敷地求積図、施設平面図、構造図を添付させていただきました。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大房正治） 当局からの説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大房正治） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大房正治） なければ討論を終わり、これより議第5号 組合共有地の一部賃貸借契約の締結について採決をいたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大房正治） 挙手全員と認めます。

よって、議第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議事は全部終了いたしました。

ここで豊岡管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士登壇〕

○管理者（豊岡武士） 議会閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日の三島市外五ヶ市町箱根山組合議会10月定例会におきましては、令和5年度の決算認定をはじめとした議案につきまして、慎重なるご審議の上、ご承認を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、当組合におきましては、箱根山組合共有地基本構想の実現に向け、三島直轄林においては、三島直轄林整備計画に基づく森づくりを着実に進めているのと同時にその他の森林におきましても森林経営計画に沿った利用間伐を推進し、間伐材の搬出に取り組んだところでございます。

さらに適切な森林管理を行うことによりまして、さらなるCO₂の吸収量の増大や森林の持つ多面的機能を高める取組となるわけでありますので、森林の新たな価値を創出できるものと考えております。

今後は再造林という新たなフェーズも念頭に置き、箱根西麓というすばらしい地域資源を適正に管理するため、治山・治水、水源涵養を第一義といたしまして、引き続き保全整備に積極的に取り組んでいくとともに森林資源の活用も図りたいと存じております。

今年も気候変動の影響がありまして暑い日が長く続いておりますけれども、朝夕においては爽やかな空気が感じられ、少しながら秋の気配が深まってまいりました。

議員の皆様におかれましては、当組合に対しまして、今後さらにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、くれぐれもご健康に留意され、ますますご健勝にてご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

○議長（大房正治） これをもちまして 10 月定例会を閉会いたします。

（午後 3 時 3 6 分 閉議）

地方自治法第 1 2 3 条の第 2 項の規定によりここに署名いたします。

令和 6 年 1 0 月 2 8 日

議 長

大房 正治

会議録署名議員

中野 博

会議録署名議員

長澤 務